（改正後）

えることのないものに限る。）の補修又は取替え（検定証印等が付された部位を交換しないでできるものに限る。）

ニ　外箱を開けないで行うピックアップコードの補修又は取替え

ホ　電気回路部品（当該振動レベル計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の補修又は取替え

ヘ　ピックアップを除く分解清掃

十二・十三　［略］

2　［略］

第十二条～第九十条　［略］

（計量器等の区分）

第九十条の二　計量法関係手数料令別表第一第八号下欄の経済産業省令で定める計量器等の区分（以下「計量器等の区分」という。）は、計量器等の種類ごとに、校正範囲及び校正測定能力を組み合わせたものとする。ただし、重要な部分において異ならない校正手法として経済産業大臣が公示で定める区分に属する二以上の計量器等の区分は、一区分として扱うものとする。

様式第66（第54条関係）

1～6　［略］

7　旧姓併記の有無　有・無

備考

1・2　［略］

3　旧姓併記を希望する場合は、別紙様式の氏名欄に、「現姓（旧姓）　名前」と記載すること。

様式67（第57条関係）

［略］

備考

1・2　［略］

3　氏名の訂正の場合であって、旧姓併記又は旧姓併記の解消を希望する場合は、その旨を第１項に記載すること。

（改正前）

［新設］

［新設］

［新設］

十二・十三　［略］

2　［略］

第十二条～第九十条　［略］

（計量器等の区分）

第九十条の二　計量法関係手数料令別表第一第八号下欄の経済産業省令で定める計量器等の区分（以下「計量器等の区分」という。）は、計量器等の種類ごとに、校正範囲及び校正測定能力を組み合わせたものとする。ただし、重要な部分において異ならない校正手法として経済産業大臣が告示で定める区分に属する二以上の計量器等の区分は、一区分として扱うものとする。

様式第66（第54条関係）

1～6　［略］

［新設］

備考

1・2　［略］

［新設］

様式67（第57条関係）

［略］

備考

1・2　［略］

［新設］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（改正後）

別表第三（第十条関係）

指定の区分	検定設備　名称	検定設備　性能	検定を実施する者　条件	検定を実施する者　人数
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
騒音計	［略］		［略］	［略］
	［略］	［略］		
	［略］ 電源周波数磁界試験装置 電磁波障害試験装置 ［略］			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（改正前）

別表第三（第十条関係）

指定の区分	検定設備　名称	検定設備　性能	検定を実施する者　条件	検定を実施する者　人数
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
騒音計	［略］		［略］	［略］
	［略］	［略］		
	［略］ 電源周波数磁界試験装置 ［新設］ ［略］			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。